

請求人

益田市〇〇〇〇  
〇 〇 〇 〇 様

益田市監査委員 木 村 浩 二

益田市監査委員 井 藤 章 雄

### 住民監査請求について（通知）

平成25年8月19日付で提出されました、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、要件審査の結果、監査委員の合議により下記のとおり却下が相当と決定しましたので、通知いたします。

### 記

#### 1 請求の主旨（原文のまま）

益田市美都町「〇〇株式会社及び合資会社〇〇及」は、平成24年8月から平成25年7月の間、益田市発注の公共工事の受注に関与したことは地方自治法第92条の2に規定されている議員の兼職禁止に該当するものによる受注契約で違法である。よって、入札指名業者登録の取り消し及び過去一年間に既に契約した工事及び業務契約を取り消し、正常な入札行政を履行すべき市監査委員会の監査を請求する。

#### 2 要件審査の結果

本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を具備していないものと認め、却下します。

#### 3 却下理由

本件請求における請求人の請求は、益田市は特定の市議会議員が法人の代表取締役又は有限責任社員であるにもかかわらず、当該法人と業務の請負契約を締結したことは法第92条の2に違反し違法であるとして、当該法人の入札参加者名簿からの消除と、平成24年10月19日から平成25年7月2日の間に開札され、その後請負契約の締結があった8件の契約の解消及び正常な入札の履行の確保のための措置を求めるものと解するものである。

法第242条に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関（長、委員会、委員）及び普通地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、市長その他の職員の違法又は不当な行為等の予防又は是正を図ることを本来の目的とするものである。

また、執行機関又は職員の違法・不当な財務会計上の行為により、当該地方公共団体に現に損害が生じている又は将来生じるおそれがある事象を対象とするものであり、財務会計上の行為の違法性・不当性が具体的かつ個別的に示されることが要件となるものである。

しかし、本件請求においては、請求者が違法であると主張する行為が具体的かつ個別的に明示されておらず、また、違法であることを証する書面は無い。

よって、本件請求は、住民監査請求に係る要件（監査対象の特定、違法性を証する書面）を具備していないものと判断する。

#### 4 教示

##### <住民訴訟>

監査委員の監査結果に対し不服があるときは、法第242条の2の規定により、本通知により決定があったことを知った日から起算して30日以内に、益田市を管轄する地方裁判所に対し、訴訟を提起することができます。